

大和市監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年3月26日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 鳥淵 優

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査（大和市監査基準に準拠して実施）
- 2 監査対象 環境農政部
- 3 監査対象期間 令和2年3月～令和3年2月
- 4 監査年月日 令和3年3月26日
- 5 監査の方法 この監査は、環境農政部〔環境総務課、生活環境保全課、みどり公園課（公園管理事務所含む）、農政課、環境管理センター施設課、同収集業務課〕において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 行政財産の貸付及び目的外使用許可に関する事務
 - (6) 非常勤職員の賃金・会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (8) 備品管理に関する事務
 - (9) 緑化奨励金等交付に関する事務
 - (10) 鳥獣飼養許可手数料徴収に関する事務
 - (11) 基金管理に関する事務
 - (12) 切手の受払に関する事務
 - (13) 公園等の管理及び施設使用料徴収に関する事務
 - (14) 農業近代化資金等利子補給に関する事務
 - (15) 柳橋ふれあいプラザ使用料徴収に関する事務

- (16) 一般廃棄物処理手数料の徴収及び減免に関する事務
- (17) 証紙売りさばきに関する事務
- (18) 家庭污水くみ取り手数料徴収に関する事務
- (19) 家庭し尿浄化槽放流水くみ取り手数料徴収に関する事務
- (20) 被服貸与に関する事務
- (21) 財産管理に関する事務
- (22) つり銭、領収印の管理に関する事務

- 6 主な着眼点
- ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
 - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

- 7 監査結果
- 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(みどり公園課)

収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。